

## 平成28年度 第9回 役員会議事要旨

日 時 平成28年7月27日（水） 10時28分～11時21分

場 所 学長室

出席者 学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，山下附属病院長

○ 学長から，平成28年度第4回及び第5回役員会議事要旨の確認依頼があった。

### 1 審議事項

#### 【一括審議事項】

学長から，7月13日の役員会で協議し，7月15日の教育研究評議会  
で審議した3案件について一括審議する旨の説明があった。

- (1) 教職大学院の認証評価に関する意向調査について  
本件は，学校教育法及び学校教育法施行令において規定されている専門職大学院（教職大学院）の認証評価の受審時期等に関するもの。
- (2) 佐賀大学医学部附属病院規則の一部改正について  
本件は，附属病院の診療科の名称を変更することに伴い，所要の改正を行うもの。
- (3) カントー大学（ベトナム）との大学間学術交流協定の締結について  
本件は，平成27年3月に本学農学部と学部間交流協定を締結したベトナムのカントー大学と，大学間学術交流協定を締結するもの。

審議の結果，3案件はすべて了承された。

(4) 国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰の表彰対象者に対するインセンティブ付与に関する申合せ（案）について

学長から、本件について、国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程に基づく教育功績等表彰対象者に対し、インセンティブ（教育経費）を付与するものである旨の説明があった。

次いで、滝澤理事から、教育功績等表彰規程第2条第1項第1号表彰者に200,000円、同条第1項第2号表彰者に100,000円のインセンティブを付与することにより、更なる教育活動の充実と発展を図るものとし、その申合せを設けるとの説明があった。

和田理事から、国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰の表彰対象者に対するインセンティブ付与に関する申合せ（案）第3第2項の「前項に定めるインセンティブ（教育経費）の総額は、1,000,000円を超えないものとする。」は、上位規程の国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程の第4条第2項に「第1号は1人、第2号は6人以内」とあり、上限が800,000円となるため不要ではないかとの意見が出されたが、滝澤理事から第1号が年度によっては2人の場合もあるとの説明があり、学長から予算が厳しい現状を鑑み、上限額は記載しておきたいとの意見が出され、審議の結果、申合せ第3第2項の「1,000,000円」の前に「毎年度」の文言を入れることで、一部修正のうえ了承された。

(5) 佐賀市における藻類バイオマスの活用に関する開発研究実施のための協定について

学長から、本件について、佐賀大学、佐賀市、筑波大学の三者間において藻類バイオマスの活用に関し連携及び協力することを目的として協定を締結するものである旨の説明があった。

次いで、門出理事から、佐賀市は藻類の大量培養から加工・製品化までの一貫したシステムを構築し、新しい藻類産業の創出を考えており、筑波大学及び佐賀大学との共同研究により、藻類から目的成分の抽出技術の確立及び新しい藻類の培養方法・分析方法の確立のための研究を実施し、地域の発展及び地域産業の創生に資するために連携協力していく旨の説明があり、審議の結果了承された。

(6) 国立大学法人佐賀大学情報公開・個人情報保護委員会規則等の一部改正について

学長から、本件について、行政不服審査法が平成26年に改正され、平成28年4月1日から施行されたこと及び学校教育学研究科の設置に伴い、本学の関係規則等の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、国立大学法人佐賀大学情報公開・個人情報保護委員会規則及び国立大学法人佐賀大学情報公開規程については、行政不服審査法の改正に伴い「異議申立て」を「審査請求」に改正する等の改正を行い、国立大学法人佐賀大学個人情報保護規則については、学校教育学研究科の設置に伴い、「学部等」の定義に当研究科を追加するとともに部局等個人情報保護責任者及び取扱主任者の充実のための改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

- (7) その他  
特になし。

## 2 協議事項

- (1) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

学長から、本件について、本学における非常勤理事の報酬を月額制へと移行する検討を行うものである旨の説明があった。

次いで、人事課長から、文部科学省独立行政法人評価委員会総会において「役員の報酬は、非常勤であっても月額制とし、役員の業務を果たして頂く体制とすべき。」との意見が出されていること、また、平成26事業年度に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会ヒアリングにおいても、非常勤理事の報酬を日額制から月額制へ移行することが求められていることから、日額30,000円から月額100,000円への改正を平成28年10月1日より行いたい旨の説明があり、協議の結果了承され、経営協議会（書面会議）及びその後の役員会で審議することとなった。

- (2) 国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

学長から、本件について、医事課所属職員について新たな勤務時間帯設定が必要となったため、特例による勤務時間帯に追加する旨の説明があった。

次いで、医学部事務部長から、午前8時外来受付開始時の混雑整理について、従前は医事課職員の超過勤務により行ってきたが、今後は混雑が始まる時間を勤務時間の開始時間とし、業務としてこれを行うとともに、超過勤務削減を図る旨の説明があり、協議の結果了承され、過半数代表者及び組合への説明を行い、その後の役員会で審議することとなった。

- (3) その他  
特になし。

### 3 報告事項

- (1) 平成28年度教育功績等表彰について  
滝澤理事から、本件について、国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程及び表彰者推薦基準に基づく表彰対象者について、1号表彰に1名、2号表彰に4名の教員を推薦した旨の説明があった。
- (2) 年俸制教員の評価区分の決定について  
人事課長から、本件について、平成28年6月30日に開催された年俸評価判定会議において、平成27年度に在籍した年俸制教員の業績評価について評価区分を決定したものであり、平成28年度業績給が平成28年9月30日及び平成29年3月31日に支給される旨の説明があった。
- (3) 附属病院経営状況について  
山下医学部附属病院長から、平成28年度附属病院収支実績、月別材料比率の推移、附属病院の目標達成状況、稼働額明細等について報告があった。
- (4) 病院再整備委員会報告について  
医学部事務部長から、外来診療棟の再整備に関し、現在の状況を踏まえた今後の対応の報告及び東病棟2階小児病棟改修に伴うホスピタルアートの整備についての報告があった。
- (5) その他  
特になし。

以 上